

川越市一般廃棄物処理基本計画『生活排水処理基本計画』改定の概要について

1 計画の概要

(1) 計画の位置づけと変遷

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に、自治体に策定が義務付けられており、本市では環境省から示される「ごみ処理基本計画策定指針」及び上位計画である埼玉県「生活排水処理施設整備構想」に沿って平成22年度に策定しています。

(2) 「生活排水処理に係る目標（原案P1）」

現在の計画は、平成22年度に策定されたもので、この計画に従って、本市の污水处理施設整備を進め、平成29年度における生活排水処理率は95.4%となっています。埼玉県では今年度、生活排水処理施設整備構想を見直す予定であるため、本市も埼玉県と足並みをそろえ、「令和7年度までに生活排水処理率100%達成」を目標とすることとしたものです。

(3) 生活排水処理施設整備の基本方針（原案P2）

- ①市街地、人口密集区域は、「公共下水道」により整備する。
- ②農村部の集落は、「農業集落排水施設」により維持・管理する。
- ③家屋の密集していない区域は、「合併処理浄化槽」により整備する。

(4) 目標年度（原案P3）

| | |
|------|--------|
| 目標年度 | 令和7年度 |
| 基準年度 | 平成29年度 |

※埼玉県生活排水処理施設整備構想見直しに伴う市町村生活排水処理基本計画等見直し作業マニュアル（令和元年5月、埼玉県）に従い左記のとおりとする。

2 前回計画からの主な変更点

新たな区域の変更

新たな区域の変更として、

- 菅間地区、笠幡地区の一部 浄化槽整備区域→公共下水道整備区域
- 古谷上他地区の一部 農業集落排水区域→浄化槽整備区域
- 下赤坂地区の一部 農業集落排水区域→浄化槽整備区域
- 市内13地区の一部 公共下水道整備区域→浄化槽整備区域

公共下水道整備区域計画（令和3年以降）に位置付けられていた、吉田、天沼新田、笠幡（2地区）、豊田本、今福、中福、寺尾、渋井、久下戸（2地区）、古谷上、府川、の該当地区

が挙げられ、この変更に伴い計画図、処理区域別の処理可能人口、浄化槽汚泥量等の変更を行いました。

3 今後のスケジュール

- ・ 令和2年2月10日～3月10日 原案の意見公募手続きの実施
- ・ 令和2年3月 公表